

●香川県告示第222号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年7月17日から同年8月7日まで一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 高松栗林公園線（160号）
- 3 指定する道路

区 間	延 長 (メートル)	備 考
高松市栗林町3丁目829番2地先から 高松市栗林町3丁目894番5地先まで	330	

- 4 供用開始の期日 令和2年7月17日